

1面の「臨時福祉給付金とは」から

1面の「子育て世帯臨時特例給付金とは」から

# いずれかの給付金の支給対象になる可能性がある方に7月7日(月)から申請書を順次発送します

## 臨時福祉給付金の手続き

臨時福祉給付金の支給対象になる可能性がある世帯の世帯主などに対し、「市民税に関するお知らせ」とともに、臨時福祉給付金の申請書を送付します。

※子育て世帯臨時特例給付金の申請書も届いた場合は、臨時福祉給付金の申請を優先してください。

●申請書の受付期間 7月7日(月)～12月26日(金) (消印有効)

●提出(添付)書類

- 申請書
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証などの写し)
- 指定した口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)

7月10日(木)以降になっても申請書が届かない方で、1面の「申請自己診断図」で、臨時福祉給付金の対象になると思われる場合は、申請書を送付しますので、コールセンターまでご連絡ください。

申請書が届いた方でも、課税状況などにより給付金の支給対象とならない場合があります。

## 子育て世帯臨時特例給付金の手続き

平成26年1月1日現在、小平市に住民登録があり、1月分の児童手当を受給した方に申請書を送付します。公務員は、それぞれの所属庁から申請書と児童手当(特例給付)受給状況証明書が配付されます。

※臨時福祉給付金の申請書も届いた場合は、臨時福祉給付金の申請を優先してください。

●申請書の受付期間 7月7日(月)～12月26日(金) (消印有効)

●提出(添付)書類

- 申請書
- 児童手当と異なる口座を指定する場合は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証などの写し)と指定した口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)

※公務員は、所属庁から配付された申請書のほか、職場から交付される児童手当(特例給付)受給状況証明書、児童手当の振込口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)も必要です。

申請書が届いた方でも、所得などにより給付金の支給対象とならない場合があります。

## 申請には、郵送をご利用ください



## 臨時申請受付窓口を開設

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請は、郵送による申請のほかに、窓口でも受け付けます。

必ず提出書類を確認のうえ、お越しください。

と き 7月7日～12月26日の月曜～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

ところ 市役所5階503会議室

東部・西部出張所、動く市役所では受付できません。  
開設当初は非常に混み合うことが予想されますので、ご了承ください。

## 問合せはコールセンターへ

申請書の記入方法など、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金に関する質問に、電話でお答えします。

ただし、「私は給付金の該当者ですか」など、個人情報に関する個別の問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

電話番号 ☎0570(666)642

と き 10月31日までの月曜～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後6時

※7月のみ土曜・日曜日、祝日も開設。時間は午前8時30分から午後5時まで。

To foreigners  
If you have any questions about Temporary Welfare Benefits and Special Benefits for Child Rearing Households, please contact the call center below.  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
Phone: ☎0570(037)192 (only English available)  
Office hours: Monday-Friday 9AM to 6PM(not available on weekends and holidays)

## 臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の支給を装った振り込め詐欺にご注意ください

市や厚生労働省の職員などが、ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。



担	臨時福祉給付金に関すること	子育て世帯臨時特例給付金に関すること
当	支給事業本部 ☎042(346)9645	児童課 ☎042(346)9544